

1 授業料について（平成26年度から）

県立高校の授業料は月額9,900円を、3か月分まとめた納付になります。

6月・9月・11月・1月に29,700円（月額9,900円×3か月分）を口座振替させていただきます。

但し、高等学校等就学支援金制度（授業料充当金）の受給資格認定を受けた方は、納付していただく必要はありません。

詳しくは下記の兵庫県教育委員会のサイトをご確認ください。

2 諸会費について

諸会費には、育友会費・生徒会費・同窓会費・修学旅行等積立金・学年費があり、在校生の皆さん全員に納めていただく必要があります。

3 高等学校等就学支援金制度（授業料充当金）について

<概要>

家庭の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒の、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。返済は不要です。

就学支援金は、学校設置者（兵庫県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

<収入基準額>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額<304,200円

※収入については保護者（親権者）全員で判定します。

※おおまかな目安で世帯収入が910万円程度未満の場合に該当します。

4 奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）制度について

一定の要件を満たす世帯を対象として、授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯区分に応じて、奨学給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する制度です。

申請手続きは、6月頃に案内させていただきます。

詳しい制度の内容等は以下のサイトをご確認ください。

<兵庫県教育委員会のサイト>

就学支援制度について

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~zaimu-bo/enjo.html>